

7. 施工管理上の留意点

7 - 1 概要

流出抑制施設の整備に当たっては、所要の効果が継続的に発揮されるよう施工される必要がある。

本章では、浸透施設を主体として流出抑制施設の構造形式別の施工管理上の留意点について示す。

ここでは、施工管理上留意すべき点について要旨のみを記述した。その詳細については、浸透施設については「雨水浸透施設技術指針(案)構造・施工・維持管理編」「透水性舗装設計・施工・管理指針(大地の呼吸の復活)」をオンサイト貯留施設については「流域貯留施設等技術指針(案)」を調整池については「防災調節池技術基準(案)」を参照されたい。

7 - 2 浸透施設の施工管理

7 - 2 - 1 浸透ます、浸透トレンチ等

浸透ます、浸透トレンチ等の施工に当たっては、次の各項に留意する必要がある。

- (1) 施工時に地盤の浸透機能を低下させないことが重要であるため、浸透面を締固めないものとし、堀削後は床付けを行わず、直ちに敷砂を行い充填材を投入する。
 - (2) 充填材の投入に当たっては、施設内に土砂が混入しないように注意する。また、浸透面に透水シートを被覆する等の土砂流入防止策をとる。
 - (3) 工事中の排水については、原則として浸透施設を使用しない。
 - (4) 工事完了後、開発事業区域の規模及び浸透施設の種類・設置数に応じ、代表的な箇所において、浸透能力確認のための浸透試験を行い浸透能力を確認しておくことが望ましい。
-

7 - 2 - 2 透水性舗装

透水性舗装の施工の詳細は「雨水浸透施設技術指針(案)構造・施工・維持管理編」及び「透水性舗装設計・施工・管理指針(大地の呼吸の復活)」によるものとする。

透水性舗装の施工手順に応じた施工時の留意点を要約すると、表7 - 2のとおりである。また、工事用車両に付着した土砂により透水性舗装の表面を目詰まりさせることのないよう注意しなければならない。

表 7 - 2 透水性舗装の施工時の留意点

工 種	施工時の留意点
(1) 路床	・路床は極力乱さないように施工する。
(2) フィルター層	・均等な厚さに仕上げる。 ・路床を乱さないように転圧する。
(3) 路盤	・人力による敷均しの場合、特に材料の分離に注意する。 ・最適含水比で転圧する。
(4) 表層	・プラント混合の場合、骨材の加熱に注意する。 ・運搬、施工時の温度低下に特に注意する。 ・密度の確保に留意する。 ・ジョイント部は入念に仕上げる。

7 - 2 - 3 砕石空隙貯留浸透施設

砕石空隙貯留施設の施工に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 施工においては、浸透面を締め固めないものとする。また、掘削後は床付けを行わず直ちに敷砂を行い充填材を投入する。
- (2) 充填材の投入に当たっては、施設内に土砂が混入しないように注意する。
- (3) 工事中の排水は、当該施設を使用しない。
- (4) 充填材の締め固めは、その上部の土地利用に悪影響を及ぼさないよう入念に行う。

7 - 3 オンサイト貯留施設の施工管理

オンサイト貯留施設の施行に当たっては、所定の流出抑制機能が確保されるよう放流孔及び放流先水路との取り付けが、設計書、仕様書に示された規格・形状を満たすよう留意して施工管理を行う必要がある。

7 - 4 調整池の施工管理

調整池の施工に当たっては、施設の構造形式に応じ適切な施工管理のもとに、所定の品質と出来型が得られるよう留意する必要がある

フィルダムについては堤体が土構造物であることから、貯留時における浸透流あるいは漏水等に起因した事故等が考えられるので、慎重な品質管理のもとに工事を進めなければならない。

フィルダム式調整池の施工管理の詳細は、「防災調節池技術基準（案）」によるものとするが、施工管理上配慮すべき点は、堤体基礎工、堤体本体の施工、堤体と基礎地盤及び堤体構造物（洪水吐き・放流施設等）との接合部、ドレーン等の施工であり、所定の品質が得られていることを各施工段階で確認しながら実施しなければならない。特に、軟弱地盤上の堤体盛土部においては、のり面のはらみ出し、クラック等の発生に注意し、異常が発見された場合には、押え盛土等の適切な処理を講じる必要がある。

7 - 5 竣工図書等の作成

流出抑制施設を適正に維持管理するために、施工者は、構造、工事記録等を記載した資料を整備し、施設管理者に引き継ぐことが必要である。
